

【未定稿】

平成27年5月19日 外交防衛

すので、そのことについて私としてはこの場で指摘をしておきたいと思いますが、外務大臣、何かあればお答えいただい、質問を終わりたいと思います。

○国務大臣（岸田文雄君） まず、ウクライナ情勢につきましては、法の支配を重視する日本として、ウクライナの主権あるいは領土の一体性を侵害するようなことについては看過できないという原則的な立場に立つて対応してきております。

この問題につきましては、外交的な努力によつて平和的に解決するべきであるということで関係者に対して働きかけを行つておりますし、引き続きG7の連携は重視するということは再三強調しておりますし、そしてウクライナ自身の改革につきましても関係国と協力をしていく、これが我が国の立場であります。

そして一方、ロシアとの政治的な対話につきましては、欧米諸国も含めて重要性の認識が共有されていると思っています。我が国は、日ロ関係については我が国の国益に資するよう進めていかなければならぬと思いますし、いずれにしましても、政治的な対話は引き続き大事にしていかなければならぬと考えます。

○福山哲郎君 終わります。
○小西洋之君 民主党・新緑風会の小西洋之でございます。

一般質疑ということで、私の方は、安保法制が国会に提出をされ、それ以前に、国民の憲法を安倍政権が、安倍内閣がじゅうりんしたということです」でございますので、解釈改憲との安保法制の問題について追及をさせていただきます。

冒頭、今朝の朝日新聞にございまして、ちょっと資料の中に組み込めなかつたんですけども、元内閣法制局長官宮崎礼壹さんという方のインタビューが載っております。

この法制局宮崎長官、元長官ですね、二〇〇六年から二〇一〇年まで、安倍内閣から鳩山内閣まで内閣法制局長官を務めたと書かれていますけれども、横畠長官に伺います。宮崎長官が法制局長官であられたときに横畠長官は恐らく法制局の第

一部長であられたと思うんですけども、第一部长として宮崎長官にお仕えしたということで間違いないでしようか。

○政府特別補佐人（横畠裕介君） 多分、二部長であったかと思います。

○小西洋之君 では、その次の山本長官の下で第一部長をやられていたんでしょうか。いずれにいたしましても、横畠長官が元上司として仕えた方のコメントでございます。

法案に憲法違反の集団的自衛権行使が明示されているのは重大な問題だ。憲法違反の集団的自衛権行使というふうに言い切られております。政府

が一貫して説いてきた集団的自衛権行使は、他国防衛を本質とするものであつて、現憲法九条の下では認められないという解釈を根底から覆し、九条の規範性をなくす。米国の要請さえあれば際限のない海外での武力行使に道が開かれてしまう。

そして、武力行使の新三要件は、この要件がほとんど歯止めになつてないことは明白だ、このようにおつしやられているところでございます。そして一番最後に、このような法案を大幅に会期延長を強行して成立させようというのは、国会審議として異常と言うしかない、国民の覚悟と性根が問われているというふうにおつしやつていているところでございます。

横畠長官、元上司として仕えられた長官が、あなたが行つてはいる、お認めになつてはいる昭和四十七年見解の読み直し、あれに基づく集団的自衛権の行使容認というのは憲法違反であるとおつしやられてはいますけれども、この宮崎元長官とは異なる見解をお持ちだということでおろしいですか。

○政府特別補佐人（横畠裕介君） 御指摘の通りでございます。

○小西洋之君 宮崎長官以外にも、かつての元長官の方々が世の中でいろいろ法律家の良心、またそれ以前としてのまさに内閣法制局長官、法の番人としての良心を持つて発言をされております。そうした声が横畠長官、かつて横畠長官がそ�で

【未定稿】

あられたように、長官の今は部下である法制局の職員の方々は元長官の法制官僚としての矜持の発言に恐らく胸を打たれていると思います。部下の方々に自分の職場、自分の職責に対して誇りを失わせることなく、また、法制局、私の知る限り法制局の官僚の皆さんはある意味國土集団でございまますので、あらゆる政治的な圧力、そうしたもののはね飛ばして客観的な法の解釈を守るということを、私が法制局の官僚のあるべき姿というふうに願かつて霞が関の官僚として教えをいたしました。そうした姿に長官も戻つていただけるようにお願いをさせていただきます。

ただ、これはお願いではなく、お願いと申します。したけど、そうしなければ長官の手によって憲法違反の戦争で自衛隊員が死に、日本国民が憲法違反の戦争で死んでいくことになるわけでござります。あなたは、繰り返しますけれども、国会が定めた法制局設置法という法律に基づいて、政府の中の法の支配を守るために、年収三千万円以上の給料をいただきながら勤務をなさっているわけでもございます。あなたを任命した安倍内閣の、今霞が関でそのように呼ばれているそうですけれども、安倍総理の顧問弁護士として働くのがあなたの職責ではない。国会が定めた法律の使命に基づいて働くのがあなたの職責であるということを申し上げさせていただきます。

では、質問に入らせていただきたいと思います
が、これ、安倍総理と同じ見解をおっしゃつていて、尊敬する中谷大臣がそのようなことをおっしゃるのは私は本当に悲しい思いなんですよ、ざいますけれども、自衛隊員は命懸けで日々そうした職務に従事しているので、新しい安保法制の下で集団的自衛権の行使を含め、そうした戦闘行為あるいは危険な任務に当たることも当然のことであるということをおっしゃつていたと思いますけれども、今お配りしている資料の、いつものこのカラーの資料とはまた別の、専守防衛について書いた資料がござりますけれども、その一番最後のページを御覧いただけますでしょうか。一番最後でございます。自衛隊員の服務の宣誓、これも何度も何度も委員会で取り上げさせていただいたっておりますけれども、中谷大臣に伺わさせていただきます。

全自衛隊員が任官に当たつて宣誓している、自衛隊法六十二条に基づいて行つてゐる服務の宣誓、通称命の宣誓でござります。一番最後のところを読み上げさせていただきます。「事に臨んでは危険を顧みず、身をもつて責務の完遂に務め、もつて国民の負託にこたえることを誓います。」と言つております。つまり、いざ有事の際には命懸けで戦うと、そして国民の負託に応えるということ

を誓つてゐるわけでござります。中谷大臣に伺います。この国民の負託、国民の負託というのはどういう意味でしようか。

○國務大臣（中谷元君）　国民の負託というのは、國民からそういうことを是非お願いしてほしいと、いう希望や思いに応えるということだと思います。

○小西洋之君　長官、ほしいというそのお願いや希望といふうにおつしやりましたけれども、ちよつとそういう言い方では少し足りないのかも知れませんけれども、今せつかく答弁いただきましたので、それを踏まえて更に質問をさせていただきます。では、よろしいでしょうか、中谷長官。

集団的自衛権の行使、安倍内閣の解釈改憲によって生み出した集団的自衛権の行使、また今安保法制で立法化しようとしております。その集団的自衛権行使の戦闘に自衛隊員が戦つてほしいという國民からのお願い、希望はいつどこであつたんでしょうか。この命の宣誓にある國民の負託はいつどこで、國民の集団的自衛権の行使の戦闘で自衛隊員に戦つてほしいというお願いと希望はいつどこでどのようなものがあつたんでしようか、お答えいただけますでしょうか。

○国務大臣（中谷元君） 国民の命と幸せな暮らし
し、これを守るということは政府の最も重要な責
務でございます。そういう意味において、政府と
して国民の命と幸せな暮らしを守るということだ

【未定稿】

と思います。

○小西洋之君 もう一度伺います。

集団的自衛権の行使は今まで憲法違反でしたので、この服務の宣誓の冒頭二行目、「私は、我が国の平和と独立を守る自衛隊の使命を自覚し、日本国憲法及び法令を遵守し」と書いていますけれども、今まで日本国憲法には存在しなかつた武力行使ですね、その武力行使によつて命懸けの戦闘をしてくださいという国民のお願いと希望はいつじ」でどういう内容のものが新たに、新たにですよ、今までなかつた武力行使なんですから、いつどこで新たにそうしたものがあつたんですか、具体的に答弁ください。

○國務大臣（中谷元君） この委員会でも議論をされておりますけれども、憲法九条から認められる基本的な論理、これによつて国民の命と暮らしを守る、そのために政府として与えられた権限、権利に基づいて行動ができるというふうに思ひます。

そういう行為でしかないということでおろしいですか。国民からの直接のお願いと希望はないということでよろしいですか。
○國務大臣（中谷元君） やはり国民の命と幸福な暮らしを守るというのは政府の責務でありますし、日本国民としてはそういうことは誰しも願つていることではないかと思います。
○小西洋之君 私は、日本国民は、私も地元の千葉を活動する中で、自衛隊員の皆さんとの生活官舎たくさんあります。官舎に行けば子供たちの三輪車が置いてあります。ベランダには子供たちの服が干してあります。我々と同じ市民、我々と同じ仲間です。我々と同じ市民、同じ仲間が、ある日突然、内閣とあるいは国会の決めた閣議決定と法律だけで今まで禁じられていた戦闘行為で行つて命懸けで戦うと。そんなことを、ああ、あの人はたちは自衛隊員だから当たり前だと思うような日本国民ではないと思いますよ、私は。そういう場合は国民の負託つて何なんでしょうか。

私がさつきから伺わせていただいているのは、まさに解釈改憲が立憲主義に反するというその本質を伺わせていただいているんです。国民の負託というものは国民投票ですよ、主権者である国民の憲法改正の国民投票ですよ。国民投票によつて、その中で本当に集団的自衛権というものが施策として必要なのか。また、その中で、まさに福山先生が先ほど質問なさつていた、自衛隊員はもう間違ひなく戦死するんです。自衛隊員に戦死してもらわなければいけない。日本に武力攻撃が発生していない、発生しない、永久に発生することはない、そういうケースですよ、集団的自衛権は。にわかわらず、自衛隊員に我々の代わりに死んでもらわなければいけないのか。そのことを国民が考え抜いて決断をする、その決断の国民投票こそが国民の負託なんです。

大臣、そのように思われませんか。国民投票なく、この服務の宣誓の国民の負託というのが成り立つとお考えですか。
○國務大臣（中谷元君） 政府としては、国民の命と幸せな暮らしを守るということはその責務でありまして、それが実現できるようになりますし、また、国民は誰しもやはりこの国に生活をして、自分たちの命と幸せな暮らし、これはしっかりと守つていただきたいというふうに思つてゐるものだと思います。

○小西洋之君 私は先ほど、日本国民というのは自衛隊員に新たな武力行使によつて自分たちのために死んでもらうことを政府や国会に任せるような、そういう国民ではないというふうに申し上げました。それが間違いでないことをお示しさせていただきます。同じ資料の三ページですね、前から三ページを御覧いただけますか。

【未定稿】

もうこれも何度も国会で取り上げてまいりましてけれども、憲法前文の平和主義、三つの平和主義があるというのが憲法前文には確立した政府の憲法解釈、安倍内閣でも変わりません。

横畠長官に伺います。

下の憲法の前文がありますね、一つ目の平和主義ですね、網掛けをしているところ。「日本国民は」、「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」とあります。

二行目の「再び戦争の惨禍」、この戦争の惨禍というものですね、これ政府の答弁がこの裏にも付けてありますけれども、この戦争の惨禍には、かつての戦争で亡くなつていった日本軍の兵士、日本軍の兵士の悲惨な、無残なあの死もこの戦争の惨禍として含まれる、もちろん日本軍の兵士ですから職業軍人もいれば赤紙で徴兵でさらわれていった兵隊の皆さんもいるわけですけれども、日本軍の兵士の死もこの戦争の惨禍に含まれるという解釈でよろしいでしようか。

○政府特別補佐人（横畠裕介君）　まさに戦争の惨禍一般、具体的戦争を前提としたものでございますけれども、全てのまさに戦争の惨禍を指しているものと理解しております。

○小西洋之君　先ほどの宮崎元長官を見習つてき

ちんと答弁なさい。まあ一般というふうに、全ての惨禍とおつしやつたから、当然、元日本軍の兵士、一般市民、徴兵でさらわれた方々も含めて含まれるというふうに解させていただきますけれども。

であれば、中谷長官、よろしいですか。二月二十日、これを安倍総理に私は突き付けました、予算委員会で。安倍総理はレッテル貼りだと言つて逃げまくりましたけれども、非常にひきよくな、卑劣な態度を、答弁を繰り返しましたけれども。私が聞いたのは、ここを、子供たちの義務教育の教科書ですね、覚えていらっしゃると思いますけれども、義務教育の教科書にこの言葉が載つているわけですね。そして、安倍総理にこのように伺いました、この教科書、自衛隊員の子供たちがこの教科書で習っています、その自衛隊員の子供たちに理解できるように、届くように説明してください。

政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意し、日本国民は、先ほど私が申し上げた私たち日本国民ですよ、そういう国民なんですよ、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。つまり、日本国民の国民主権は、ただの国民主権ではないわけですよ。過去の国家権力、我々国会も含みますよ、内閣や国会が起こした、あるいは軍部が起

こした、そうした戦争を二度と起こさせない、國家権力に二度と戦争を起こさせない、そのためのための、平和を守るためにの国民主権なんですよ。であるならば、集団的自衛権の行使、これまで憲法にはないと歴代政府は言つていたものです、その新たな武力行使、一般的には戦争ですよ、今、横畠長官が答弁なさいました、集団的自衛権の武力行使を行えば、自衛隊員は戦死するんですよ。自衛隊員の戦死もこの惨禍に入るんですよ、当然。日本軍の兵隊たちが入るんでしたら、当然、自衛隊員の戦死も入るんですよ。もちろん、集団的自衛権を行つて反撃を受けて亡くなる日本国民、それもこの戦争の惨禍ですよ。

よろしいですか、もう官僚のメモを見るんじやなくてお答えいただきたいんですけども、では、中谷大臣に伺います。

まさに、憲法の平和主義は憲法九条の解釈をこれは拘束します。国家権力が新しい戦争、武力行使を起こしてはいけないというふうに書いてあるんです。これをやるためにには、主権は国民に存する、そのための国民主権だと言つているんですから、主権の行使、つまり国民投票をしなければい

【未定稿】

けないんですよ。すなわち、先ほどの服務の宣誓の国民の負託というのは、まさに憲法の平和主義の求めている、新しい武力行使を解禁するときの国民投票なんですよ。

中谷大臣に伺います。自衛隊員は、集団的自衛権の行使をすれば必ず戦死します。その集団的自衛権の行使を憲法改正の国民投票をせずに行うことは、憲法の平和主義に反する、そして服務の宣誓に反するということになると、いうふうにお考えになりますか。

○国務大臣（中谷元君） これ、戦争というものの意味するところがございますが、通常、戦争といいますと、国連、国際連合にもうたわれておりますように、戦争というのは禁止をされています。その代わり、武力の行使、これは認めるということで、国連憲章においては個別的自衛権、集団的自衛権ということは認められているということです。

我が国は憲法がありますので、この憲法に基づいて、自衛権に基づく國を守るための武力行使が認められておりまして、これまでも憲法による自衛の措置ということで我が國の平和が守られておりました。戦争を行つたということとはございませんし、これまで、戦争を起こすということはあり得ないということです。

○小西洋之君 中谷大臣は、国際法上の武力の行

使と戦争というのはお話を違うので、憲法の前文は「再び戦争の慘禍」と言つているので、そこはずれているということをおっしゃっているんですね。

じや、横畠長官に伺います。

次のページの四ページですね。過去の吉國長官です。本物の法制局長官が御説明されているんですね。二つ目の丸ですね。先ほど私が御説明したとおりですけれども、「過去の戦争が国家機関の手によって行われ、その惨禍を日本国民がひとしく受けたというところに着目をいたしまして、」というふうに言つております。過去の戦争ですね。日本が満州事変以降に戦った全ての、いわゆる一般的な意味での武力行使あるいは戦争というもの全部含むという理解でよろしいですね。

○小西洋之君 慎重に慎重に答弁をなさつて

いるんですけども、よろしいですか、中谷大臣。満州事変以降は私よりもはるかに歴史にお詳しいと思いますけれども、いわゆる一般的な戦争から武力行使までいろんなものを日本軍は行つたんです、日本国家は。それらを含めて過去の戦争というふうに言つておられるわけですね。

○小西洋之君 慎重に慎重に答弁をなさつて

いるんですけども、よろしいですか、中谷大臣。満

州事変以降は私よりもはるかに歴史にお詳しいと思いますけれども、いわゆる一般的な戦争から武力行使までいろんなものを日本軍は行つたんです、日本国家は。それらを含めて過去の戦争というふうに言つておられるわけですね。

○小西洋之君 慎重に慎重に答弁をなさつて

いるんですけども、よろしいですか、中谷大臣。満州事変以降は私よりもはるかに歴史にお詳しいと思いますけれども、いわゆる一般的な戦争から武力行使までいろんなものを日本軍は行つたんです、日本国家は。それらを含めて過去の戦争というふうに言つておられるわけですね。

○小西洋之君 慎重に慎重に答弁をなさつて

いるんですけども、よろしいですか、中谷大臣。満

【未定稿】

内閣に、我々国会に対して命令しているわけです。そのことをよく御認識をいただきたいというふうに思います。

では、昭和四十七年見解のこの読み直しの方に議論を進めさせていただきたいと思います。

これももう何度も取り上げさせていただいておりますけれども、このカラーの資料一枚目をめくついていただきまして、外国の武力攻撃という言葉が裸で書かれている、我が国に対するというふうには書かれていないと。だから、我が国に対する以外に同盟国等に対する外国の武力攻撃ということも読めるんだ、読んでいいんだというふうに考えて憲法九条解釈の基本的な論理なるものを捏造して、その下に新三要件を導き出したというのが解釈改憲の構図というものでござります。

まず国家安保局に事務的なことを伺わせていただきますがけれども、昨日レクを要求したことなんですか。

昭和四十七年政府見解以降に、憲法九条において限定的な集団的自衛権が許容されている旨を明示した国会答弁あるいは政府見解文書などがありますでしょうか。あれば具体的に明示していただきたいと思うんですけれども、ありますでしよう。昨年の七月一日以前ですね、閣議決定以前まで。

○政府参考人（前田哲君）　お答えいたします。

そのようなものはないと承知をしております。
○小西洋之君　ありがとうございます。

既に、さきに、昭和四十七年政府見解以前にも、

そういう限定的な集団的自衛権が憲法九条によって許容されているということを明示した国会答弁や政府見解は一つもないというふうに言っております。前にもなげて、今答弁いただいたように後にもない。つまり、あるというふうに安倍内閣の方が言っているだけなんすけど、これだけなんです。昭和四十七年見解しかないです。

つまり、この昭和四十七年見解が限定的な集団的自衛権を法理として認めていると読みなれば、安倍内閣の解釈改憲というのはもうその瞬間、根っこから倒れるわけです。安保法制も全部倒れる。

国民の憲法をじゅうりんしたわけですから、当然

内閣は総辞職です。アメリカの議会であのような

従属演説をなさっているわけですから、私は従属

演説だと思っていて、日米安保の価値を安売りし

ていると思っていて、当然、その国際

責任も取つて総辞職。二か月後にはそういう火の

海の世界が現れると私は思つてますけれども、

そうでなければ日本は法治国家ではないと思いま

すけれども。

では、これ国会で取り上げ、もう何度もこの委員会でやらせていただきたいことですが、もう一度中谷大臣に、その読み直しが本当にできるのか、

できるわけがないというふうに思いますけれども、できないんじやないかということを確認をさせていただきます。

この資料の二ページをおめくりいただけますでしょうか。吉國長官の議事録ですね。政府が昭和四十七年政府見解を作るきっかけになった、作る約二、三週間前ですけれども、に行つた参議院の決算委員会での議事録です。この議事録自体も既に御紹介をさせていただきました。

真ん中、下の方に「外国の侵略に対する」とい

う太い文字がありますけれども、この辺りから進

めさせていただきますけれども、局面というのは

外国の侵略が日本に発生しているときです。「外

国の侵略に対する」、「外国の侵略」、もう一つ言

葉がありますけれども、その外国の侵略が防げな

かつた、その侵略が現実に起つた場合に、

「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利

が根底からくつがえされるおそれがある。その場

合に、自衛のため必要な措置をとることを憲法が

禁じているものではない、というのが憲法九条に

対する私どもの今までの解釈の論理の根底でござります。

その論理から申しまして、集団的自衛

の権利ということばを用いるまでもなく、他国が

——日本とは別なほかの国が侵略されているといふことは、まだわが国民が、わが国民のその幸福追求の権利なり生命なり自由なりが侵されている

【未定稿】

状態ではないということで、まだ日本が自衛の措置をとる段階ではない。日本が侵略をされて、侵略行為が発生して、そこで初めてその自衛の措置が発動するのだ、という説明からそうなったわけだございます」。そうなつたわけというのは、海外派兵は、つまり集団的自衛権の行使はできるのかという質問ですので、できないというふうに答えているわけですね。

中谷大臣に伺わせていただきます。
これは昭和四十七年見解の、安倍内閣の皆さん方が行つた、中谷大臣は着任前ですから大臣には罪はないわけです。大臣は官僚の皆さんにだまされてしまつたのです。そんな読み直しが絶対できないというもう核心中の核心の部分です。よろしいですか。

この「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」が根底からくつがえされる」、四十七年見解、また七月一日の閣議決定、新三要件の文言ですね、前回申し上げましたけど、ここで初めて出ているんですね。日本の議会でこの言葉は一度も言われたことがないんですね。ここで初めて言わされたことを四十七年見解に盛り込んでいるんですね。

そうすると、その下の灰色、書いてあるところですけれども、その生命などが根底から覆されるというのは、論理の流れからすると、外国の侵略

や武力攻撃が発生して、そこで初めてそういう覆されるおそれが生じて、それを防ぐための必要最小限の自衛のための必要な措置、自衛のために必要な措置という言葉も四十七年政府見解の文言と軌を一にしていますね、それができるんだと。それが憲法九条の解釈の論理の根底なんだ、よろしいですか、その論理ですよ、論理。その論理からして、次ですね、「他国が——日本とは別なほかの国が侵略されているということ」とは、まだわが日本国民が、わが国民のその幸福追求の権利なり生命なり自由なりが侵されている状態ではない」というふうに言つていてるんですね。

ところが、昭和四十七年見解の読み直しはどういうことでしょうか。ここの一一番上のページですね。「外国の武力攻撃」の前に、同盟国等に対する

という文言を入れて、同盟国等に対する外国の

武力攻撃によって、日本国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される、つまり、覆されることがあるというふうに勝手に認識することなんですね。ところが、吉國長官は、日本とは別なほかの国が侵略されている、それだけの状況であれば、日本国民の、言葉は順番入れ替わっていますけれども、幸福追求の権利や生命や自由というものは侵される状態ではないと言つていてるんですね。

○国務大臣（中谷元君）　この答弁は四十七年の政府見解を出す際にお述べになつたことでございまますが、これまで政府は、昭和四十七年の政府見解のとおり、自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛の措置は、外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためにやむを得ない措置として初めて容認されるものがあるとして、武力行使が容認されるのは我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られると考えてき

ない。昭和四十七年見解の安倍内閣の読み直しというのは、自衛の措置がとれる段階でそれが限定的な集団的自衛権だと言つているんすけれども、自衛の措置はとれないというふうに言つてているんですね。

中谷長官に伺います。

【未定稿】

ました。

これは、憲法九条の下において例外的に許容される武力行使についての考え方を整理して述べたものでありまして、その後の政府の説明もここで示された考え方に基づくものでございます。しかし、我が国を取り巻く安全保障環境が変化をいたしまして、それを踏まえて示された解釈というのは今次閣議決定されたものでございまして、このような意味で、集団的自衛権の行使が憲法上容認されるか否かという点では、あくまでも昭和四十七年の政府見解で示された基本的な論理の当てはめの帰結でありまして、基本的な論理そのものの一部ではないということです。

○小西洋之君　まるつきり答弁になつておりますんけれども。

今年、大臣とともに習志野第一空挺団の新年初降下を私も拝見させていただきましたけれども、去年と続けて、一番先頭に隊長と一緒に降下してきたのはまだ十八歳の隊員だということです。そういう方々の命を預かっているということをやはり我々はかみしめなければいけないと思います。

この吉國長官の答弁が言つているのは、私が御説明しましたね。我が国に武力攻撃が発生したときに必要最小限度の実力の行使、自衛の措置ができるのが解釈の論理の根底で、その論理から申し

ましてと言つていますね。その論理からいって、我が国に武力攻撃が発生しない状況で日本国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されることはあり得ないと言つているんですよ。

昭和四十七年見解の安倍内閣の読み直し、四十

七年見解の読み直しというのは、四十七年見解には二つの法理があるというふうに言つているんです。一つは、従前からあつた個別的自衛権の法理です。もう一つは、限定的な集団的自衛権も法理としてそこに含まれているんだということを皆さんおっしゃっているわけですよ。そんなものはあり得ないと言つているんです。個別的自衛権を許容するその法理をもつて、その法理が存在する前提である国民の生命などが根底から覆ることなんというのはあり得ないと。そして、日本がまだ自衛の措置をとる段階ではない、自衛の措置は認められない、憲法違反だと言つているんです。そういう答弁なんですよ。

もう、ちょっと時間ですのであれですけれども、大臣、こんな言葉遊びで、同盟国等に対する外國の武力攻撃というそんな言葉遊びで集団的自衛権という憲法違反の武力行使、先ほど宮崎長官がおっしゃった、宮崎元長官も、この四十七年見解の読み直しは絶対に認められないとおっしゃっています。そういうふうに伺っていますよ、私は。伺つているというのは、仄聞していますよ。皆さんそ

ましてと言つていますね。その論理からいって、我が国に武力攻撃が発生しない状況で日本国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されることはあり得ないと言つているんですよ。

昭和四十七年見解の安倍内閣の読み直し、四十

七年見解の読み直しというのは、四十七年見解には二つの法理があるというふうに言つているんです。一つは、従前からあつた個別的自衛権の法理です。もう一つは、限定的な集団的自衛権も法理としてそこに含まれているんだということを皆さんおっしゃっているわけですよ。そんなものはあり得ないと言つているんです。個別的自衛権を許容するその法理をもつて、その法理が存在する前提である国民の生命などが根底から覆ることなんというのはあり得ないと。そして、日本がまだ自衛の措置をとる段階ではない、自衛の措置は認められない、憲法違反だと言つているんです。そういう答弁なんですよ。

どうか、岸田外務大臣も、お一人よく考えてい

ただきたいんです。もう先ほども申し上げました。四十七年見解以前には、政府見解もこう書いているのは当たり前ですね。憲法の条文を変えない限り限定的なものを含め集団的自衛権の行使は違憲であるというのが確立した答弁でしたから。四十七年見解以前も以降もないんです。この四十七年見解の読み直しが皆さん根拠を持つていません。その読み直しが許されないということ

【未定稿】

平成27年5月19日 外交防衛

を、この四十七年見解を作った内閣法制局長官がこれほどこつぱみじんに、こつぱみじんにですよ、完膚なきままにおつしやつているわけです。

これを聞いて外務省や防衛省の記者クラブの皆さんには、まだこういうことを報道を十分されていませんけれども、こういう世紀のスクープを報道しなければ後々キヤツプやデスクに怒られる

ことになつて出世できなくなつちやうと私もひそかに心配しているんですけれどもね。

これが解釈改憲のまさに根幹なわけですよ。

大臣、よろしいですか、もう一度一言だけ答弁いただきたい。大臣は、憲法九条に限定的な集団的自衛権がひよつとしたらないんじやないかとうふうにお思いになつていなさいですか。

○国務大臣（中谷元君） 私は日本の国の防衛、安全保障を担当する大臣でござります。

我が国を取り巻く安全保障環境というものは本当に変化をし、本当に厳しくなつてきておりまして、今後他国に対する武力攻撃があつたとしても、その目的、規模、対応等によつては我が国の存立を脅かすことも現実に起つて得るといふことで、こいつた基本的論理、これは維持をいたします。

そして、今の現状に合わせて考えると今回の閣議決定に至つたということです。

○小西洋之君 私が申し上げているのは、七月一日の閣議決定の基本論理と新三要件、皆さんそれ

に基づけばいいんだと言つておるんですけども、そこが成立していないということを言つておるんですよ。基本的な論理は成立していないんですよ。

なぜなら、その外国の武力攻撃という言葉の説替えが許されないことをそれを作った人たちが示しているから、新三要件によつて成立していないんですよ。

倍内閣を倒閣するために全力を尽くすことをお約束をして、質疑を終わらせていただきます。

○委員長（片山さつき君） 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午前十一時五十二分休憩

午後一時開会

○委員長（片山さつき君） ただいまから外交防衛委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、外交、防衛等に関する調査を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○荒木清寛君 先週十五日に平和安全法制が国会提出をされました。昨年の五月以来、与党の協議会は二十五回、また公明党の中でもそれ以上の回数の協議をしまして、今回の法案提出に至つたわけがでござります。いづれ参議院に法案が回つてしましたら、私もしっかりとその質疑に参加をしたいと、このように思つております。

そこで、これはもう各メディアが報じますように、安全保障法制の大きな変換であることは間違いないと思います。なぜ今、こうした大掛かりな法整備といいますか、法改正及び新法が提出されますけれども、安全保障法制の大掛かりな見直しをしなければいけないのか。午前中も日本に対して脅威があるという議論もありました。果たし

